その送信は場合により、第33条に定める緊急信号又は安全信号から構成され、その後に無線電信では単一の集合「NNN」、無線電話ではフランス語で「neutral」のように発音される単一の語「NEUTRAL」を付加したものが続く。この通信は、できる限り速やかに、適当な通信周波数に切り替えて行わなければならないこと。

2　前項に定める信号の使用は、この信号に続く通報が武力紛争の当事者でない国の船舶又は航空機に関するものであることを示すこと。この通報は少なくとも次の情報を伝えるものとすること。

a)　これらの船舶又は航空機を識別する呼出符号又はその他の認められた手段

b)　これらの船舶又は航空機の位置

c)　これらの船舶又は航空機の数及び種類

d)　予定の経路

e)　必要に応じて、経路上の予定時間、出発及び到着の予定時刻

f)　飛行高度、確保している無線周波数、言語、二次監視レーダーのモード及びコード等のその他の情報

3　緊急及び安全の送信及び医療輸送に関する第33条の規定は、場合に応じ、これらの船舶又は航空機による緊急及び安全信号のそれぞれの使用に適用すること。

4　武力紛争の当事者でない国の船舶の識別及び位置特定は、適当な標準海上レーダートランスポンダによって行うことができること。武力紛争の当事者でない国の航空機の識別及び位置特定は、国際民間航空機関（ICAO）によって勧告される手続に従って、二次監視レーダー（SSR）方式により行うことができること。

5　上記に定める信号の使用は、武力紛争の当事国と非当事国との間の共通の合意によって承認される場合を除くほか、武力紛争の当事者でない国又は紛争当事者にいかなる権利又は義務の承認を与えるものでも意味するものでもないこと。

6　紛争当事者に対しこのような合意を締結するよう奨励すること。

以下を事務総局長に要請する。

国際海事機関、国際民間航空機関、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟が適当な措置を執ることができるように、これらの機関に本決議の内容を通知すること。

[1]　主管庁は、本決議のテキストを研究し、次のしかるべき会議において提案を行うよう求められている。

改　　決議第27（WRC-12、改）　無線通信規則における参照による準用の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　参照による準用の原則はWRC-95で採択され、その後の世界無線通信会議において改訂されたこと（本決議の第１附属書及び第２附属書を参照）。

b)　無線通信規則の中には参照文書が強制的か非強制的かを適切に区別していないものが含まれる条項があること。

以下に留意し、

世界無線通信会議（WRC）の決議又は勧告への参照はこれらの文書がWRCで合意されるものであるので、特別な手続の必要はなく検討の対象とすることができるものであること。

以下を決議し、

1　無線通信の目的に照らし、「参照による準用」は、強制的であることを意図した参照にのみ適用すること。

2　新しく参照による準用の導入を検討する場合には、できるだけ最小限に留め、以下の基準を適用すること。

－　特定のWRCの議題の項目に関連する文書だけが検討できること。

－　本決議の第１附属書に定められている原則を基に、正しい参照の方法で決定されること。

－　意図された目的に合った正しい参照の方法が採用されるように、本決議の第２附属書に含まれているガイダンスを適用すること。

3　ITU-R勧告又はその一部の参照による準用を承認するに当たっては、本決議の第３附属書に定められた手続を適用すること。

4　本決議の第２附属書の規定に基づいて、ITU-R勧告への既存の参照が、強制的なものか非強制的なものかを明確にするための見直しが行われること。

5　各WRCの結果、参照によって準用されることになったITU-R勧告又はその一部及び参照によりそのようなITU-R勧告を統合し、脚注及び決議を含む規則上の規定の相互参照一覧については、それを整理し、無線通信規則の１巻として発行すること（本決議の第３附属書参照）。

以下を無線通信局長に指示し、

1　本決議に対する無線通信総会及びITU-R研究委員会の注意を喚起すること。

2　ITU-R勧告への参照を含む無線通信規則の条項及び脚注を特定し、次回の世界無線通信会議への報告書に盛り込むために、会議準備会合（CPM）の第２回会合に対して更なる措置に関する提案を行うこと。

3　ITU-R勧告への参照を含むWRC決議を参照する無線通信規則の条項及び脚注を特定し、次回の世界無線通信会議への報告書に盛り込むために、会議準備会合（CPM）の第２回会合に対して更なる措置に関する提案を行うこと。

以下を主管庁に要請する。

CPM報告を考慮し、参照が強制的か非強制的かに関して不確実さが残るものの位置付けを明確にするために、以下の参照を改正することを視野に入れて今後の会合に提案すること。

ⅰ）　強制的と考えられるものは、第２附属書の規定に基づいて明確に関連を示す用語を用いることで、参照が参照による準用であることを識別する。

ⅱ）　非強制的と考えられるものは、「最新版の勧告」のように言及する。

決議第27の第１附属書（WRC-07、改）　参照による準用の原則

1　無線通信規則の目的に照らし、「参照による準用」の用語は、強制的な意味合いを持つ参照にのみ用いる。

2　関連する文書が短い場合は、参照による準用を用いずに、参照される内容を無線通信規則の本体に入れるものとする。

3　WRCの決議の決議事項に、ITU-R勧告又はその一部への強制的な参照が含まれるとともに、